

2021 年 6 月 18 日

2021 年倫理規程改定の概要 (改定検討における主な論点に照らした改定の概要)

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故（2011 年 3 月発生）

福島第一原子力発電所事故後の 2014 年改定においては、事故の個別の教訓の反映として、原子力事故の当事国としての経験を踏まえて積極的に情報発信を行い、国際社会へ貢献すること（行動の手引 5-7）、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であり、常に専門分野以外の分野に対しても理解を深め協調すること（行動の手引 6-1）、最新知見の追究（行動の手引 3-1）、規制適合が目的化することへの戒め（行動の手引 2-8）などを謳った。また、個人の行動は組織体制や風土により大きく影響されることから、組織文化の醸成を憲章 7 として明記し、組織と個人の関係、組織文化と個人に関わる行動の手引を充実させた。さらに、原子力の安全確保は学会員だけで達成されるわけではないことから、非会員を含んだ原子力関係者が倫理規程に則った行動がとれるよう、会員がなすべきことを明文化した（前文、行動の手引 7-3）。

今回の 2021 年改定においては、同事故から 10 年が経ち、事故を決して過去のものとしないうと、事故が社会に与えた様々な影響は継続したままで、また、原子力に関わる未解決の問題は山積していることに向き合って、考えて、よりよい行動に繋げるため、事故の固有名詞を明記することも含めて、前文の一部の見直しを行った（下線部が主たる改定箇所、以下同様）。

・前文 2 段落目

会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負の影響をもたらしていることや、廃棄物、核セキュリティ等の問題があることを絶えず思い起こし、技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する。

2. 関西電力金品授受問題（2019 年 9 月に発覚）

倫理規程は、従来から社会との関係を重視した行動を促す内容も含めている。金品授受問題を踏まえ、憲章 4 をより強い自覚を促す訴求とし、関連する行動の手引も改定した。なお、倫理委員会は金品授受問題に対する見解を表明している^{1,2)}。

・憲章 4.誠実性・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るよう努める。

・行動の手引 1-4 技術者の行動による信頼

会員は、技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。

・行動の手引 4-1 誠実な行動

会員は、誠実に業務を実施する。その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害を

もたらす恐れのある場合、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。

- ・行動の手引 4-2 契約に関する注意

会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。

3. 品質不正問題

2017 年秋以降に多数発覚した品質不正問題の背後要因に、閉鎖的な組織、部門間コミュニケーションの欠如、要員不足、品質に対する意識の希薄化、経営・管理側と現場の乖離、納期優先などの共通点があげられた³⁾。これらに関連して、倫理規程では、従来から技術者の行動による信頼（行動の手引 1-4）、経済性優先の戒め（行動の手引 2-6）、効率優先への戒め（行動の手引 2-7）、組織の中の個人のとるべき行動の基本原則（行動の手引 7-1）、課題解決のための行動（行動の手引 7-2）、環境整備の重要性と継続的改善（行動の手引 7-3）、労働環境等の確保（行動の手引 7-5）などを掲げている。品質不正問題を踏まえ、主に以下の改定を行った。

- ・行動の手引 3-3 自らの判断に基づく行動

会員は、業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。その上で、状況を俯瞰し、関連する専門能力と経験により自ら判断し、行動する。

- ・行動の手引 4-8 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い

会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。（後略）

- ・行動の手引 4-9 説明責任

会員は、自らの活動の責務を果たすとともに、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。

4. 組織文化

よりよい組織文化の醸成は、上記 1～3 とともに共通する極めて重要な視点である。今回の改定では、主に以下の改定により、記載の充実を図った。

- ・行動の手引 7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則

会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。

- ・行動の手引 7-3 環境整備の重要性と継続的改善

組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会

員および非会員）に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。

5. その他

憲章 5 について、あらためて専門職原則としての重要性を再確認し、専門職の社会に対する役割について記載を充実し、また、相互協力による地位向上を目指す行動の手引を新たに設けた。

・行動の手引 5-6 社会への情報発信と対話の実践

会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について真摯に対話し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。

・行動の手引 5-8 会員間の協力による困難の克服

会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。

今回の改定に係る意見募集期間中に東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護エリアへの ID カード不正使用による立入り事案と核物質防護機能の一部喪失事案が公になった。倫理規程改定案において核セキュリティに関わる記載の充実を提案していたが、意見募集において、核セキュリティの重要性をより訴求する必要性についてご意見をいただき、一部ご意見を反映した。

・行動の手引 2-3 核セキュリティの確保

会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に努める。

(参考文献)

- 1) 日本原子力学会倫理委員会ホームページ
(<http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/iken/iken20200824.pdf>)
- 2) 倫理委員会：関西電力金品授受問題への見解，日本原子力学会誌，Vol.63，No.1，pp.82-83，日本原子力学会，2021年1月．
- 3) 神谷昌伸：最近の品質不正問題に関わる考察と倫理，日本原子力学会2019年春の年会，倫理委員会企画セッション，3MPL01，2019年3月．